

一関市入札制度等 見直し、改善の取組

令和7年1月8日

一関市入札制度等改革本部

はじめに

令和6年5月28日、当市の元職員が、令和元年度から令和3年度にかけて市が発注した配水管移設工事に関して、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（以下「官製談合防止法」という。）違反等の疑いで逮捕される事件が発生した。さらに、6月19日には、建設部都市整備課の職員が、令和4年度及び5年度に市が発注した機械設備工事などに関して、官製談合防止法等違反の疑いで逮捕され、市庁舎が捜査当局の捜査対象となるに至った。

市では、この一連の事態を極めて深刻に受け止め、6月25日に一関市入札制度等改革本部を設置し、職員の法令遵守の確立並びにこれまで行ってきた入札事務の検証及び不正入札の再発防止策の検討を行い、今般、入札制度等の見直し、改善の取組を取りまとめたところである。

職員の法令遵守の確立においては、新たに利害関係者との接触に関する基準を定め、不正入札の再発防止策においては、予定価格の事前公表の導入や入札に関し不正を行った事業者への措置等の厳格化など、現時点で効果的と考えられる対策を講ずることとした。一方で、入札制度の改革に終わりではなく、不断の見直しを行っていく。

今般の事件は、本市の入札制度のみならず、市政への信頼を大きく損ねるものであり、この入札制度等の見直し、改善に係る取組を着実に進め、あらためて全職員が公務に携わるものとしての使命を深く認識するとともに、公平・公正な立場で、的確かつ適正に業務を遂行しなければならないという責任感と強い決意の下、市民及び関係者からの信頼回復に取り組んでいく。

令和7年1月8日

一関市入札制度等改革本部

本部長 一関市長 佐藤 善仁

目 次

| | | |
|-----|---------------------------------|------|
| 1 | 一関市入札制度等改革本部 | P 1 |
| (1) | 改革本部 | |
| (2) | 検討部会 | |
| (3) | 会議の開催 | |
| 2 | 事件の概要等 | P 3 |
| (1) | 元職員が関与した事件 | |
| (2) | 建設部都市整備課職員が関与した事件 | |
| 3 | 事件発覚後の経過及び市の対応 | P 5 |
| (1) | 経過及び市の対応 | |
| (2) | 市職員への聴取結果 | |
| 4 | サービス規範、公務員倫理の確立 | P 9 |
| (1) | 一関市職員倫理規程の制定 | |
| (2) | 法令遵守に係る職員研修 | |
| 5 | 当市の入札制度等における現状及び課題 | P 11 |
| (1) | 入札事務の流れ | |
| (2) | 入札結果の検証 | |
| (3) | 当市の入札における課題等 | |
| 6 | 入札制度等の見直し、改善（再発防止策） | P 18 |
| (1) | 予定価格及び設計額の漏洩による利害を生じさせない | |
| (2) | 事業者側の談合を抑止する | |
| (3) | 入札における客観性及び透明性を確保する | |
| (4) | 入札及び契約に従事する職員の意識啓発並びに適切な情報管理を行う | |
| (5) | 入札及び契約に係る不正を抑止する組織体制 | |
| (6) | 継続して検討等を行う事項 | |
| (7) | その他 | |
| 7 | 資料 | P 21 |
| (1) | 一関市入札制度等改革本部設置要綱 | |
| (2) | 元職員が不正に関与した入札 | |
| (3) | 建設部都市整備課職員が不正に関与した入札 | |
| (4) | 一関市職員倫理規程 | |
| (5) | 株式会社永沢水道工業が落札した入札一覧 | |
| (6) | 株式会社フジテック岩手が落札した入札一覧 | |
| (7) | 県内各市等の競争入札平均落札率 | |

1 一関市入札制度等改革本部

(1) 改革本部

ア 組織及び構成員

- ・ 本部長 市長
- ・ 副本部長 副市長、教育長
- ・ 本部員 市長公室長、市長公室統括監、総務部長、まちづくり推進部長、市民環境部長、健康こども部長、福祉部長、商工労働部長、農林部長、農林部参事、建設部長、建設部参事、上下水道部長、花泉支所長、大東支所長、千厩支所長、東山支所長、室根支所長、川崎支所長、藤沢支所長、会計管理者、消防本部消防長 議会事務局長 監査委員事務局長、農業委員会事務局長、教育次長、一関図書館長、監査委員事務局長、一関地区広域行政組合事務局長
- ・ 外部委員 岩手県理事兼総務部副部長 松村 達
国土交通省東北地方整備局 企画部技術開発調整官 大澤 尚史
一般社団法人東北建設業協会連合会専務理事 畠山 浩晃
齊藤・笹村法律事務所 弁護士 笹村 恵司
刑事コメンテーター 佐々木 成三
一関市最高情報統括責任者補佐官 高橋 邦夫 ※ 敬称略

イ 設置日 令和6年6月25日

(2) 検討部会

ア 組織及び構成員

- ・ 法令遵守確立検討部会
内容：利害関係者との接触に関する基準の立案、法令遵守に係る職員研修の実施
部会員：総務部長（部会長）、政策企画課、財政課、いきがづくり課、国保年金課、健康づくり課、福祉課、商政・労政課、生産流通課、治水河川課、下水道課、千厩支所地域振興課、会計課、教育総務課の各課長等
- ・ 入札事務見直し・改善検討部会
内容：これまでの入札事務の検証、落札率など入札結果の分析、入札事務の見直し、改善案の立案
部会員：総務部長（部会長）、総務課、道路建設課、道路管理課、都市整備課、経営総務課、水道課、一関地区広域行政組合一関清掃センターの各課等の長

イ 設置日 令和6年7月9日

(3) 会議の開催

| 月日 | 内容 |
|---------------|-------------------------------|
| 令和6年 6月25日 | 第1回改革本部会議 ・ 改革本部の設置、今後の進め方 |

| | |
|--------|---|
| 7月12日 | 第1回入札事務見直し・改善検討部会 |
| 7月16日 | 第2回改革本部会議 <ul style="list-style-type: none"> ・改革本部会議想定スケジュール、検討部会の設置及び外部委員の委嘱について ・水道工事関係職員への聴取結果について ・入札事務の流れについて |
| 7月23日 | 第1回法令遵守確立検討部会 |
| 7月26日 | 第2回入札事務見直し・改善検討部会 |
| 8月1日 | 第3回改革本部会議 <ul style="list-style-type: none"> ・建設（建築、電気、機械など）工事関係職員への聴取結果について ・職員倫理の保持に係る基準等について ・職員研修案について ・平成30年度から令和5年度までの落札率等入札結果について ・県内他市等との落札率の比較について |
| 8月7日から | 外部委員に対し、入札事務の現状に対する意見等の照会 |
| 8月8日 | 第3回入札事務見直し・改善検討部会 |
| 8月9日 | 第2回法令遵守確立検討部会 |
| 8月20日 | 第4回入札事務見直し・改善検討部会 |
| 8月21日 | 第3回法令遵守確立検討部会 |
| 8月23日 | 第4回改革本部会議 <ul style="list-style-type: none"> ・職員倫理の保持に係る基準等について ・県内他市との入札事務の比較について ・中間報告案について |
| 9月20日 | 第4回入札事務見直し・改善検討部会 |
| 10月4日 | 第5回改革本部会議 <ul style="list-style-type: none"> ・入札事務の見直し、改善素案 |
| 11月6日 | 第5回入札事務見直し・改善検討部会（書面開催） |
| 11月19日 | 外部委員に対し、入札制度等の見直し、改善案に対する意見等の照会 |
| 11月27日 | 第6回改革本部会議 <ul style="list-style-type: none"> ・入札事務の見直し、改善案について ・報告素案について |
| 12月16日 | 第6回入札事務見直し・改善検討部会（書面開催） |
| 12月26日 | 第7回改革本部会議 <ul style="list-style-type: none"> ・入札事務の見直し、改善案について ・最終案について |

2 事件の概要等

本概要等は、録画及び録音を行うことができない公判において、起訴内容や公判でのやり取りを傍聴のメモとして作成したものを記録としてまとめたものである。

(1) 元職員が関与した事件

【概要】

元職員は、市が令和元年度から令和3年度までに発注した「国道4号（仮）中町歩道橋建設工事に伴う配水管移設工事」など7件の工事に関し、令和6年5月28日、官製談合防止法違反、公契約関係競売入札妨害及び加重収賄で岩手県警察に逮捕された。同年6月19日、同罪名により盛岡地方裁判所に起訴され、同年11月5日、懲役2年6か月、追徴金23万6,601円、執行猶予4年の判決が言い渡され、同判決が確定した。

① 「国道4号（仮）中町歩道橋建設工事に伴う配水管移設工事」など7件の工事について

令和2年1月29日から令和3年9月30日までの間に執行した「国道4号（仮）中町歩道橋建設工事に伴う配水管移設工事」など7件の制限付一般競争入札に関し、元職員は、当時、水道部次長兼水道課長又は給水課長の職にあり、令和2年1月24日から令和3年9月17日頃までの間に、株式会社永沢水道工業の元役員へ携帯電話のショートメッセージサービスなどを利用して、制限付一般競争入札に関する秘密事項である予定価格と同額となる設計額（税抜き）を教示するなどして、公正を害すべき行為を行った。

また、前述の各水道施設工事の設計額の教示を受けるという有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨等の下に供与されるものであることを知りながら、令和元年11月13日から令和4年3月24日までの間、33回にわたり、株式会社永沢水道工業の元役員から、代金合計23万6,601円相当の飲食接待等を受け、職務上不正な行為をしたことに関して賄賂を収受した。

【動機】

夜間や休日であっても迅速な対応が求められる漏水対応への協力や市の水道事業を推進するためなどとしている。また、元役員と会食をした際の飲食代を受け取ってもらえず、元役員が支払っていたことに対する後ろめたさもあったとしている。

(2) 建設部都市整備課職員が関与した事件

【概要】

建設部都市整備課課長補佐は、市が令和4年度に発注した「新一関市立大東中学校校舎増築等（機械設備）工事」、「西部第二学校給食センター地震災害復旧（機械設備）工事」及び令和5年度に発注した「室根診療所空調設備更新工事」に関し、令和6年6月19日、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害で岩手県警察に逮捕された。同年7月10日、同罪名により盛岡地方裁判所に起訴され、同年12月3日、懲役1年6か月、執行猶予3年の判決が言い渡された。

同職員は判決を不服とし、同年12月14日付けで仙台高等裁判所に控訴した。

① 新一関市立大東中学校校舎増築等（機械設備）工事について

令和4年7月28日執行の同工事の制限付一般競争入札において、建設部都市整備課課長補佐の職員は、当時、建設部参事兼都市整備課技術担当課長の職にあり、同月26日に、株式会社フジテック岩手の元会長及び元取締役へ携帯電話の「ライン」を利用して、制限付一般競争入札に関する秘密事項である設計額が税抜き4,467万円である旨を教示し、株式会社フジテック岩手に税抜き4,320万円で落札させた。

また、同月27日に株式会社永沢水道工業の元役員へ携帯電話の「ショートメッセージサービス」を利用して、制限付一般競争入札に関する秘密事項である設計額が税抜き4,467万円である旨を教示した。

② 西部第二学校給食センター地震災害復旧（機械設備）工事について

令和4年12月26日執行の同工事の指名競争入札において、建設部都市整備課課長補佐の職員は、当時、建設部参事兼都市整備課技術担当課長の職にあり、同月12日に、株式会社永沢水道工業の元役員へ携帯電話の「ショートメッセージサービス」を利用して、指名競争入札に関する秘密事項である設計額を同価格と近接した税抜き7,450万円である旨を教示し、株式会社永沢水道工業に税抜き7,440万円で落札させた。

③ 室根診療所空調設備更新工事について

令和5年6月27日執行の同工事の制限付一般競争入札において、建設部都市整備課課長補佐の職員は、当時、建設部参事兼都市整備課技術担当課長の職にあり、同月22日に、株式会社永沢水道工業の元役員へ携帯電話の「ショートメッセージサービス」を利用して、制限付一般競争入札に関する秘密事項である設計額が税抜き2,100万円である旨を教示した。

また、株式会社フジテック岩手の元取締役へ同月23日、携帯電話の「ライン」を利用して、制限付一般競争入札に関する秘密事項である設計額が税抜き2,100万円である旨を教示し、株式会社フジテック岩手に税抜き1,958万円で落札させた。

【動機】

原油高や資機材の高騰、技術者の確保などにより入札不調や入札不成立が続いていたが、限られた予算内に収め、施設利用者などに対する不利益や不便が生じないよう工事の遅れを避けるためなどとしている。

3 事件発覚後の経過及び市の対応

(1) 経過及び市の対応

| 月日 | 内容 |
|------------------|--|
| 令和6年 5月28日 | <ul style="list-style-type: none"> ・市が報道機関から、岩手県警察本部による元職員逮捕の発表について情報提供を受ける。 ・市が岩手県警察本部に元職員の逮捕等について確認 ・「市長コメント」のプレスリリース及び取材対応（対応者：市長公室統括監、総務課長、職員課長） ・岩手県警察本部等による市役所庁舎の搜索及び書類等の押収 |
| 5月29日 | <ul style="list-style-type: none"> ・取材対応（対応者：市長、市長公室統括監） |
| 5月30日から | <ul style="list-style-type: none"> ・岩手県警察本部等による関係部署職員に対する聴取 |
| 5月30日 | <ul style="list-style-type: none"> ・元職員及び株式会社永沢水道工業の元役員が公契約関係競売等妨害などの容疑で送検される |
| 5月31日 | <ul style="list-style-type: none"> ・議員全員協議会において、事案の概要、経過等を説明 |
| 6月3日 | <ul style="list-style-type: none"> ・市長名で全職員に対し職員倫理の保持について通知 |
| 6月5日 | <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社永沢水道工業を指名停止（24か月） |
| 6月10日 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年6月25日以降に執行する水道施設（管布設）工事に係る入札を一時停止 |
| 6月18日 | <ul style="list-style-type: none"> ・市議会定例会6月通常会議において行政報告 |
| 6月19日から 28日まで | <ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象としたコンプライアンス研修の実施 |
| 6月19日 | <ul style="list-style-type: none"> ・市が報道機関から、市職員が岩手県警察本部に逮捕されたことについて情報提供を受ける。 ・市が岩手県警察本部に建設部都市整備課職員の逮捕等について確認 ・「市長コメント」のプレスリリース及び取材対応（対応者：総務部長、総務課長、職員課長） ・岩手県警察本部等による市役所庁舎の搜索及び書類等の押収 ・元職員及び株式会社永沢水道工業の元役員が公契約関係競売等妨害などの罪で起訴される |
| 6月20日 | <ul style="list-style-type: none"> ・市議会定例会6月通常会議において行政報告 ・逮捕された市職員と事業者が共に関係した中里市民センター建設工事及び（仮称）国道343号渋民バイパス道の駅建設工事の一時中止を表明 ・取材対応（対応者：市長、総務部長） ・都市整備課が設計又は積算に関わった建築工事等について、6月25日以降に執行する入札の取りやめ又は一時停止 ・都市整備課職員、株式会社フジテック岩手の元代表取締役等及び株式会社永沢水道工業の元役員が公契約関係競売等妨害などの容疑で送検 |

| | |
|--------------------|--|
| 6月21日 | ・議員全員協議会において、事案の概要、経過等を説明 |
| 6月25日 | ・株式会社フジテック岩手を指名停止（24か月） |
| 6月26日 | ・建設工事を一時中止することとした中里市民センターの指定管理者及び（仮称）国道343号渋民バイパス道の駅の施設管理に向けて準備を進めている地元団体に対し、市長から工事の一時中止について説明 |
| 6月27日から 7月3日まで | ・市による、元職員の逮捕事案に係る職員への調査 |
| 6月28日 | ・市議会定例会6月通常会議において行政報告 ・市議会定例会6月通常会議に提案していた（仮称）国道343号渋民バイパス道の駅建設（建築）工事の請負契約の変更及び財産の取得（※株式会社フジテック岩手が契約の相手方）に係る議案の撤回 |
| 7月1日 | ・中里市民センター及び（仮称）国道343号渋民バイパス道の駅の建設工事を一時中止 |
| 7月9日 | ・市議会において、契約に係る不正行為等調査特別委員会の設置 |
| 7月10日 | ・都市整備課職員、株式会社フジテック岩手の元代表取締役等及び株式会社永沢水道工業の元役員が公契約関係競売等妨害などの罪で起訴される |
| 7月19日から 7月25日まで | ・市による、建設部職員の逮捕事案に係る職員への調査 |
| 7月26日 | ・市議会契約に係る不正行為等調査特別委員会において、現在の市の入札事務について説明 |
| 8月6日 | ・（仮称）国道343号渋民バイパス道の駅の建設工事を再開 |
| 8月9日 | ・水道施設（管布設）工事の入札（開札）を再開 |
| 8月19、20日 | ・公務員倫理・コンプライアンス研修の実施 |
| 8月28日 | ・都市整備課が設計又は積算に関わった建築工事等に係る入札（開札）を再開 |
| 8月29日 | ・市議会契約に係る不正行為等調査特別委員会において、一関市入札制度等改革中間報告について説明 |
| 9月3日 | ・元職員の官製談合防止法違反等に係る初公判 |
| 9月10、11日 | ・公務員倫理・コンプライアンス研修の実施 |
| 9月17日 | ・市議会契約に係る不正行為等調査特別委員会において、一関市入札制度等改革中間報告に関する同委員会からの質問に対し回答 |
| 10月24日 | ・建設部職員の官製談合防止法違反等に係る初公判 |
| 11月5日 | ・元職員の官製談合防止法違反等に係る判決公判 |
| 12月3日 | ・建設部職員の官製談合防止法違反等に係る判決公判 |
| 12月14日 | ・建設部職員が、仙台高等裁判所に控訴 |

(2) 市職員への聴取結果

① 水道工事関係職員への聴取結果について

ア 聴取期間 令和6年6月27日～7月3日

イ 聴取方法 書面による

ウ 対象職員 48名（総務部契約部門11名、上下水道部総務部門17名、上下水道部工事・設計部門20名）

※ 令和元年度から6年度までの間で在籍したことのある職員

エ 聴取項目及び結果

| 聴取項目（抜粋） | 回答（同意の回答は集約） |
|---|--|
| 今回の事案を事前知っていたか、又は噂を聞いたことがあるか。 | 知らなかった。噂も聞いたことがなかった。(48名) |
| 元職員の行動で気になったことはなかったか。 | ない。(48名) |
| 庁舎外で利害関係者との会席に出席したことがあるか。※業界団体主催のものを除く。 | ない。(48名) |
| 利害関係者から会席の誘いを受けたことがあるか。 | ない。(47名) |
| 利害関係者から金品を受け取ったり、接待を受けたりしたことがあるか。 | ある。(1名) → 断った。 ない。(48名) |
| 入札に関し、事業者から何らかのはたらきかけを受けたことがあるか。 | ない。(47名) 「予定価格を教えろ」と言われたことがある。 (1名) → 断った。 |

② 建設（建築、電気、機械など）工事関係職員への聴取結果について

ア 聴取期間 令和6年7月19日～7月25日

イ 聴取方法 書面による

ウ 対象職員 32名（令和3年度以降の総務部契約部門 9名、令和3年度以降の建設部設計部門 13名、令和4年度の新一関市立大東中学校校舎増築等（機械設備）工事、令和4年度の西部第二学校給食センター地震災害復旧（機械設備）工事及び令和5年度の室根診療所空調設備更新工事の予算執行部門 10名）

エ 聴取項目及び結果

| 聴取項目（抜粋） | 回答（同意の回答は集約） |
|-------------------------------|---------------------------|
| 今回の事案を事前知っていたか、又は噂を聞いたことがあるか。 | 知らなかった。噂も聞いたことがなかった。(32名) |

| | |
|--|---|
| 今回の事案以外で、入札に関する不適切な事務処理（入札情報の漏洩など）を何か知っているか。 | 知らない。(32名) |
| 逮捕された現職の職員(以下「当該職員」)の行動で気になったことはなかったか。 | ない。(21名) 元気がなかった。(6名) 入札の不調があると落ち込んでいた。(1名) 他、「当該職員と面識がない」など。(4名) |
| 先に発覚した元職員の逮捕について、当該職員は何か話していたか。様子や行動で気になることはなかったか。 | 何も聞いていない。(6名) 話題にしなかったのが、今思えば不自然かもしれない。(3名) 他、「わからない」「会っていない」など。(23名) |
| 利害関係者から会席の誘いを受けたことがあるか。 | ない。(32名) |
| 入札に関し、事業者から何らかのはたらきかけを受けたことがあるか。 | ない。(32名) |
| 公用の電話やパソコン以外を用いて業務上繋がりのある事業者と連絡することはあるか。 | ある。(10名) → 閉庁時の緊急連絡など。 ない。(22名) |

上記聴取の結果、今回の被疑事件に係る案件以外の入札で入札情報が漏洩している疑い及び職員の不適切な行動は認められなかった。

- 関係職員への聴取結果及び捜査機関による捜査において事件の新たな広がりがなかったことから、一時停止又は取りやめとした入札の再開及び一時中止していた工事の再開に支障はないものと改革本部において確認した。

4 服務規範、公務員倫理の確立

服務規範及び公務員倫理については、地方公務員法をはじめとした各法令に基づき、職員として当然に遵守すべき事項であり、価値観や道徳性の変化に応じて、新採用職員研修、接遇研修及び定期的な服務規律に関する通知によって確保してきたところであるが、個人の判断に委ねる部分が多分にあったことから、具体的事例の例示及び組織として判断する仕組み等を「一関市職員倫理規程」として定めることとした。

併せて、全職員を対象とした公務員倫理・コンプライアンスに関する研修を実施することとした。

(1) 一関市職員倫理規程の制定

① 目的等

職員が市民全体の奉仕者であってその職務は市民から負託された公務であることに鑑み、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な事項を定めることにより、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保する。

② 対象となる職員

地方公務員法に規定されている一般職に属する一関市の職員

③ 利害関係者との禁止行為（主なもの）

金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。

無償で物品又は不動産の貸付や役務（サービス）の提供を受けること。

供応接待を受けること。

遊技、旅行をすること。

④ 贈与等の報告

職員は、事業者等から、1件につき5,000円を超える金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受けたとき又は講演等の報酬（職員の現在または過去の職務に係る事項に関する講演等の報酬に限る。）の支払いを受けたときは、その金額や年月日、相手方などを記載した贈与等報告書を提出する。

⑤ 制定及び施行年月日

令和6年9月30日

(2) 法令遵守に係る職員研修（公務員倫理・コンプライアンス研修）

① 目的

専門家による研修を通じて、利害関係者との関わり方やルールについて理解と認識を深め、公務員としての高い倫理観を醸成し法令遵守意識を徹底することにより、職員による不正・不祥事の再発防止と、組織としてのモチベーションの維持向上を図る。

② 研修内容

職員と利害関係者との関わり方やルールについて

職員と組織のモチベーションの維持向上について

③ 研修講師

刑事コメンテーター 佐々木 成三 氏

④ 対 象

全職員（会計年度任用職員を含む）、行政委員会委員等

※ 全職員数 2,314 人（令和6年7月1日時点）

⑤ 研修期日

令和6年8月19日、20日、9月10日、11日 計4日

⑥ 研修形態

集合研修、オンライン研修又は録画配信による研修

⑦ 受講者数 2,135 人

5 当市の入札制度等における現状及び課題

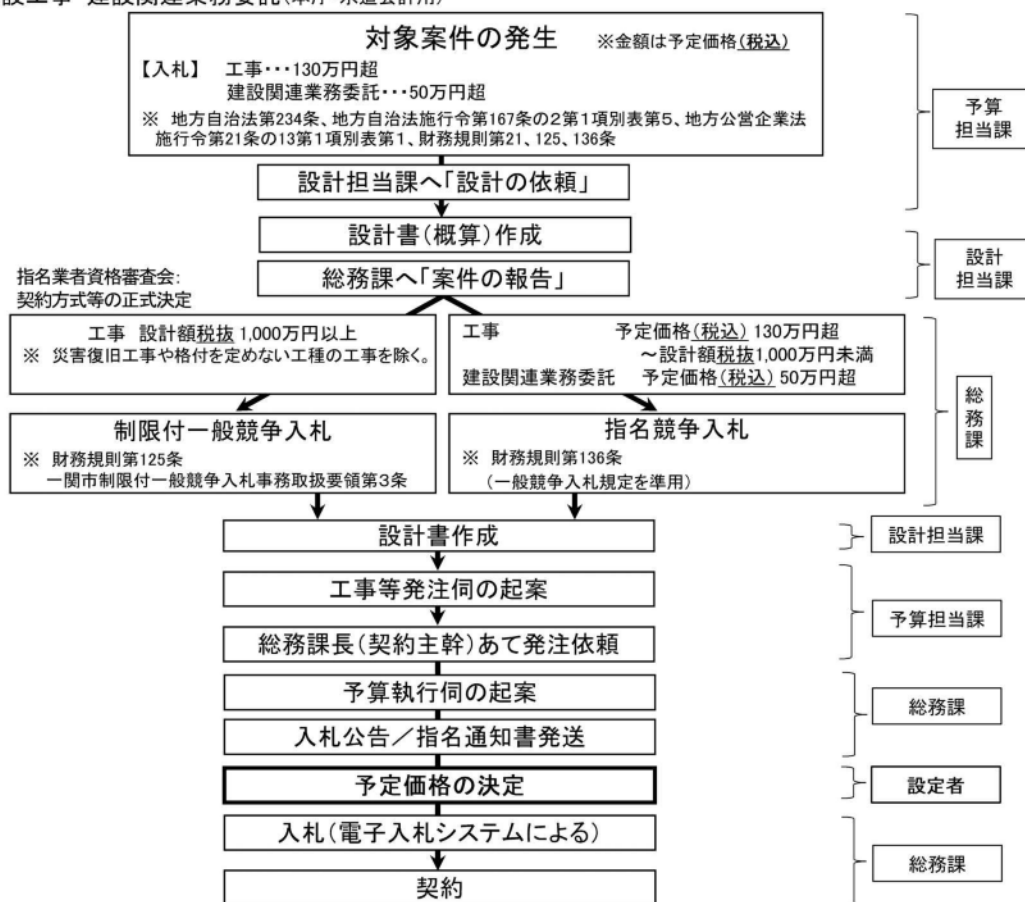
(1) 入札事務の流れ

当市における入札事務は、予算担当課、設計担当課、契約担当課の3課で分担し、執行している。

- ・ 予算担当課…建物や道路、水道など公共施設を所管している部署で工事等の予算が措置されている部署（生涯学習・スポーツ担当部署、学校教育部署、建設、水道部署など）
- ・ 設計担当課…工事等の設計や積算などを行う部署（建設、水道部署など）
- ・ 契約担当課…入札の執行や契約の締結などを行う部署（総務部総務課）

具体的な入札事務の流れは、以下のとおりである。

建設工事・建設関連業務委託（本庁・水道会計用）



今回の事件を受け、当市における入札事務を検証するため、県内各市等に対して、各市で行っている入札事務の内容について照会を行った。

基本的な入札事務の流れ、進め方については、当市と大きく異なるところはないが、入札方式については以下のとおりであった。

| | |
|---------------|----------------------------------|
| (原則) 総合評価落札方式 | 盛岡市 |
| (原則) 一般競争 | 陸前高田市、釜石市 (市内事業者) |
| 一般競争及び指名競争の併用 | 一関市、宮古市、花巻市、北上市、遠野市、八幡平市、栗原市、登米市 |
| 指名競争のみ | 大船渡市、久慈市、釜石市 (市外事業者)、二戸市、奥州市、滝沢市 |

また、令和5年度における月平均の発注件数については、当市は、工事が24件だが、県内他市においては多くても10件程度であり、当市の契約担当部署にける発注件数は県内において、多い状況にあると言える。

なお、花巻市及び北上市は、岩手中部水道企業団で水道事業を、奥州市は、奥州金ケ崎行政事務組合で水道事業の一部をそれぞれ行っており、入札事務も各一部事務組合で行っている。

(2) 入札結果の検証

平成30年度から令和5年度までに執行した水道（管布設）工事及び管工事の制限付一般競争入札並びに指名競争入札の入札結果から、以下の4点について調査、分析を行った。

① 事件の対象となった入札における落札率等の入札結果

事件の対象となった入札は、2つの事件合わせて10件である。

ア その内4件は、今回の事件により指名停止した事業者以外の事業者が落札しており、また、この4件のうちの3件については、指名停止した事業者は、当該入札に参加していない。

イ 指名停止した事業者が落札した入札6件のうち、落札率が95%を超えている入札は4件ある。

その内3件は、次点落札額が予定価格の範囲内（落札額より予定価格に近い金額）又は予定価格との差が2%以内と小差になっており、入札情報を不正に入手していない次点落札業者も予定価格に近接の金額で入札している。

残り1件は、落札額と次点落札額との差が100万円を超え、大きく乖離しているが、本入札は、当初行った入札において、入札参加者が1者のみであったことから、入札を取りやめ、改めて入札を執行したものである。このことから、落札者以外の事業者については、落札を希望せず、意図的に過大に入札した可能性がある。

ウ 指名停止した事業者が落札した入札6件のうち、上記4件以外の2件の入札については、落札率が95%を大きく下回っている。

エ これらの結果を見ると、

- ・ 入札情報を不正に入手した事業者が必ずしも落札していないこと、
- ・ 入札情報を不正に入手した事業者が落札した入札の落札率が一律に高いものでもないこと、
- ・ 次点落札者においても予定価格に近接の金額に入札していること

などから、予定価格等の漏洩と落札率などの入札結果との因果関係や一定の規則性を認めることはできないと言える。

② 本事件により指名停止した事業者が落札した入札で、事件の対象となった工事以外の入札において、予定価格又は設計額の漏洩が疑われるような入札の有無

ア 株式会社永沢水道工業について

事件の対象となった工事以外で当該事業者が落札した入札は13件であった。

その内、落札率が97%（当市の平均落札率）を超えたものは7件であり、その内容を個別に見ると、

- ・ 1者のみ予定価格の範囲内であったものが4件、
- ・ 1者のみ参加したものが2件、
- ・ 1回目の入札で全者が予定価格を超える金額で入札したため落札者が決定せず、再度の入札で落札されたものが1件

であった。

予定価格は落札額の上限であることから、予定価格に近い金額で入札することは、落札者になることができないという可能性が大きいと言え、確実に落札するためには、落札率はある程度低くなるものと考えられる。このため、当該事業者1者のみが予定価格の範囲内で入札し、かつ落札率が高いことと、当該事業者に対する予定価格等の漏洩との関係性は低いものと考えられる。

また、1者のみが入札に参加していることについては、入札への参加は各事業者の自由な判断によるものであり、予定価格等を知り得た事業者による他の事業者に対する入札辞退の働きかけなどが無い場合においては、1者のみが入札に参加していることと予定価格等の漏洩との関係性は認められない。なお、一般的に事業者の入札金額の積算精度が高い場合にあつては、1者のみ参加の入札は、落札率が高くなる可能性が高いものと考えられる。

再度の入札で落札となったものとは、1回目の入札において、全ての者が予定価格を超える金額で入札したものであることから、予定価格等を事前に知り得ていた可能性は低いと言える。

イ 株式会社フジテック岩手について

被疑事件の対象となった工事以外で当該事業者が落札した入札18件であった。

その内、落札率が97%を超えたものは11件であり、その内訳は、

- ・ 再度の入札で落札となったものが6件、
- ・ 1者のみ参加したものが3件（再度の入札で落札されたものを除く）、
- ・ 1者のみ予定価格の範囲内のものが2件

であった。

入札への参加が1者のみである入札、1者のみ予定価格の範囲内である入札及び再度の入札については、前述のとおりである。

③ その他の事業者が落札した入札において、予定価格又は設計額の漏洩が疑われる入札の有無

平成30年度から令和5年度まで執行した水道施設（管布設）工事及び管工事の入札360件のうち、落札率が100%であった入札は8件あり、その入札の概要は以下のとおりである。

| No. | 入札日 | 入札方式 | 入札参加資格 | 件名 | 入札者数 | 落札額（予定価格） | 備考 |
|-----|-----------------|-----------|---------------------|----------------------------|------|------------|----------------------|
| 1 | 平成30年 8月29日 | 指名競争入札 | 水道施設（管布設）工事B級I種全19者 | 市道清水原一関線配水管布設替工事 | 6 | 9,100,000 | 次点入札額 9,260,000円 |
| 2 | 平成30年 10月30日 | 指名競争入札 | 管工事B級I種全16者 | 千厩支所庁舎旧正副議長室他改修（機械設備）工事 | 5 | 4,000,000 | 失格業者有 |
| 3 | 令和元年 7月31日 | 制限付一般競争入札 | 水道施設（管布設）工事B級I種 | 市道白浜線配水管布設替工事 | 6 | 18,300,000 | 次点入札額 18,400,000円 |
| 4 | 令和元年 8月29日 | 制限付一般競争入札 | 水道施設（管布設）工事B級I種 | 市道郵便局通り線配水管布設替工事 | 5 | 13,000,000 | 再度の入札で落札 |
| 5 | 令和元年 9月27日 | 指名競争入札 | 管工事B級I種全15者 | 藤沢第2分団第2部第2班消防屯所建設（機械設備）工事 | 4 | 1,250,000 | 再度の入札で落札 |
| 6 | 令和2年 3月25日 | 指名競争入札 | 管工事B級I種全16者 | 藤沢こども園空調設備設置工事 | 6 | 3,030,000 | 再度の入札で落札 |
| 7 | 令和4年 5月31日 | 制限付一般競争入札 | 水道施設（管布設）工事A級I種 | 市道藤沢馬場線送配水管布設替工事 | 7 | 20,000,000 | 再度の入札で落札 |
| 8 | 令和4年 10月26日 | 指名競争入札 | 管工事B級I種全16者 | 市営関が丘アパート7号棟受水槽更新工事 | 8 | 8,600,000 | 設計額見直しによる入札 |

これら8件の入札のうちNo.4～No.7の入札については、1回目の入札で落札者が決定せず、再度の入札により落札者が決定している。

No.2の入札については、最低制限価格を下回る価格で入札し、失格となった事業者があったものであり、落札者の入札金額が当該入札における最低の価格ではなかった。

また、No.1及びNo.3の入札については、落札額の次点となる入札額と落札額との差が2%以内の小差であり、次点の事業者も予定価格に近似の価格で入札をしており、事業者にとって設計を見込みやすい工事であったものと推察される。

No.8の入札については、当初執行した入札では、入札に参加した5者全てが最低制限価格以下の金額で入札し、失格となったため、設計を見直し、改めて入札を執行したものであった。

さらに、予定価格が1,000万円又は100万円単位の価格であった入札については、事業者が入札金額として設定しやすいということも落札率に影響しているものと思われる。

これらのことから、落札率が100%であった入札に関し、落札者が事前に設計額等を知り得ていたと断定できる入札はなかったものと推察される。

④ 他市等との比較における当市の落札率の傾向

総務省及び国土交通省が公表している「公共工事の入札及び契約の適正化の促進

に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査」から市が再集計したところでは、平成 20 年度から令和 4 年度までの全工種の平均落札率は、岩手県及び県内全市の平均は 93.4%、当市は 96.0%となっている。

また、平成 30 年度から令和 4 年度までの直近 5 年間では、岩手県及び県内全市の平均は 94.5%、当市は 97.2%となっており、岩手県及び県内全市の中で、当市の平均落札率は最も高くなっている。

なお、直近である令和 4 年度及び令和 3 年度における当市の平均落札率及び県内他市における最高落札率は、令和 4 年度については、当市は 97.4%、最も高かった市は 97.7%、令和 3 年度については、当市は 97.0%、最も高かった市は 97.2%であった。

県内 14 市の直近 5 年間の平均落札率を見ると、96%を超えている市は、当市を含め 6 市あり、当市のみが突出して平均落札率が高い状況にあるわけではないが、岩手県及び県内他市に比べ、高い傾向にあると言える。

この要因の一つとして、市内事業者の工事費の積算精度が高くなっているのではないかとことが挙げられる。入札の段階では非公表としている歩掛や資材単価が記載された金額入りの工事設計書を、当該工事の契約締結後、入札に参加した事業者等が、情報公開制度により公文書開示請求を行い、事業者等が設計額の積算内容を積極的に確認し、それ以降に執行される入札の積算において参考としているものと推察される。また、市が独自に定めている資材単価等一覧についても、公表はしていないものの、公文書開示請求により、請求のあった事業者等に開示しているところである。

なお、当市における契約に関する開示請求の件数は、令和元年度は 74 件であったものが、令和 5 年度は 413 件と大きく増加している。また、県内他市の令和 5 年度における契約に関する開示請求の件数を確認したところ、確認できた市において当市以外で最も多かったのは 130 件程度であり、当市は、県内他市に比べ、特に開示件数が多い状況であった。

(3) 当市の入札における課題等

当市の入札事務は、4(1)で記載したとおり県内他市と比較し、大きく異なる点は見られなかったが、現在の入札事務における課題や見直し、改善を検討すべき事項として、以下の点が挙げられる。

※ 【外部委員】…外部委員から当市の現在の入札事務に対し意見があったもの

① 入札情報の管理体制及び管理方法について

ア 入札に係る起案等について

- ・ 工事発注何から設計書の作成、予算執行何、予定価格の設定までの間に関わっている職員が多く、入札情報が漏洩するリスクを高めている。【外部委員】
- ・ 設計額は予定価格に直結するものであることから、設計額を知り得る者をできるだけ少なくするという観点から、工事発注何や予算執行何において、設計

額を円単位まで記載することの必要性について検討する必要がある。【外部委員】

- ・ 紙による意思決定を続ける限り、決裁に関わる職員以外の者が入札に関する情報を見たとしても、見たことを他の職員が把握することができない。【外部委員】

イ 入札や設計に関するデータの保存等について

- ・ 設計書のデータの一部が、課内で共有している庁内のネットワーク上の業務用のフォルダに保存されているため、課内の他係の職員が見ることができる状態であった。
- ・ 印刷誤りなどに生じた設計書等（紙）を廃棄するまでの間、課内共有の機密文書廃棄場所に保管しているため、課内の職員が設計額を見ることができる状況であった。

② 入札の不正に係る監視、抑止体制について

ア 事業者への抑止や職場における牽制体制について

- ・ 事業者においても、公正な入札の妨害に当たる行為並びにそのような行為を行うことに伴う罰則及び措置について、周知を図る必要がある。【外部委員】
- ・ 入札に関する不正を行った業者に対する措置や損害賠償の厳格化が必要ではないか。
- ・ 入札情報の漏洩リスクを低減するため、入札前における市職員と事業者との接点をできるだけ少なくする必要がある。政府の電子調達システムのようなシステムを取り入れ、事業者とは当該システムを利用したやり取りに限定するのが望ましい。【外部委員】
- ・ 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するためには、第三者の監視を受けることが有効であることから、有識者による入札監視委員会等の第三者機関の設置を検討いただきたい。【外部委員】
- ・ 市の内部及び外部からの「通報制度」を充実することにより、その制度の存在が、不正防止への効果が期待できる。【外部委員】
- ・ 既存事業者のみによる入札が続いた場合、談合につながるおそれがあることから、新規事業者が参入しやすい基準や手続とする必要がある。【外部委員】
- ・ 設計伺の決裁後、入札までの間に上司から設計額を聞かれた際に、何の疑問もなく答えていた。

イ 研修及び組織、人事について

- ・ 職員の法令遵守に係る意識定着が図られるよう継続的に努めるとともに、職員一人ひとりが法令遵守について適切に認識し対応しているかチェックする仕組みを構築していくことが重要である。【外部委員】
- ・ 職員と事業者等が過度に接するリスクを低減させるため、技術系職員の定期的な異動を行うことが必要である。【外部委員】
- ・ 事業者との直接的な関係や利害関係がないかを確認するため、家族構成、交友関係、過去の職務履歴など職員の定期的な身上調査を実施することも一つの

方法と考えられる。また、職員が入札に関わる業務に従事する際に、関係する事業者やその関係者との個人的な関係について申告を義務付ける制度の導入も効果的と考える。【外部委員】

③ 入札制度について

ア 入札方式について

- ・ 価格のみで落札者を決定する落札方式に比べ、総合評価落札方式は、価格と品質（施工能力・技術提案）の総合的に優れた者と契約する方式で、設計に関わる者と評価に関わる者が相互に独立し、それぞれの情報を知り得ることは原則ないことから、不正入札の防止には効果があると考えられる。【外部委員】

イ 予定価格について

- ・ 予定価格の決定に関わる職員が多い。【外部委員】
- ・ 機密性を担保する点から、予定価格や最低制限価格もデジタル（電子入札システム）で決定するのが望ましいと考える。（情報へのアクセスは、ログで確認できる。）【外部委員】

④ デジタル化について（①～③の再掲）

- ・ 紙による意思決定を続ける限り、決裁に関わる職員以外の者が入札に関する情報を見たとしても、見たことを他の職員が把握することができない。【外部委員】
- ・ 入札情報の漏洩リスクを低減するため、入札前における事業者の接点をできるだけ少なくする必要がある。政府の電子調達システムのようなシステムを取り入れ、事業者とは当該システムを利用したやり取りに限定するのが望ましい。【外部委員】
- ・ 機密性を担保する点から、予定価格や最低制限価格もデジタル（電子入札システム）で決定するのが望ましいと考える。（情報へのアクセスは、ログで確認できる。）【外部委員】

6 入札制度等の見直し、改善（再発防止策）

5(3)に記載の課題等から入札制度等の見直し、改善案を作成し、外部委員に対し意見照会を行った。外部委員からは、全体的には、問題点等を網羅的に検討した案となっており、効果も期待できるとの意見であったが、公共工事における品質の確保及びそれに伴う組織体制の整備や総合評価落札方式の実施の必要性、入札事務のデジタル化の実現などに関する意見もあった。

これら意見等を踏まえ、(1)から(5)までの各視点により取り組むこととした。また、これら取組については、定期的又は随時に見直しを行っていくものとする。

(1) 予定価格及び設計額の漏洩による利害を生じさせない

予定価格又は設計額の漏洩に係る利害を排除するため、現在、契約締結後に公表している市営建設工事の入札に係る予定価格について、入札前に公表することを試行する。

対象入札：制限付一般競争入札及び指名競争入札の一部

対象工種：全工種

対象件数：年間の全入札件数の2～3割程度

工種、設計額、参加資格などを考慮し、一関市指名業者資格審査会において選定

試行開始時期：令和7年4月以降に公告又は指名通知する入札

(2) 事業者側の談合を抑止する

- ① 事業者の不正行為を抑止するため、資格登録業者に対して、不正行為に対する罰則や措置、市の職員倫理規程などを定期的に周知する。
- ② 中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルや国の通知を参考に定めている指名停止期間について、公契約関係競売入札妨害などの不正行為に対する指名停止期間の上限を、現在の24月から、地方自治法施行令に規定されている上限期間の36か月に拡大する。

開始時期：令和7年4月1日から

○指名停止期間が36月とされる事案の想定例

以下のいずれにも該当する場合

- ・市職員に対する贈賄、又は市が発注する業務に関する入札妨害であること
- ・事業者内において組織的に（会社ぐるみで）行われ、かつ、複数の事業者が関係した入札妨害や贈賄で、その首謀者であること
- ・逮捕又は公訴された容疑が、贈賄と談合など複数であること
- ・不正が行われた入札が複数であること

- ③ 公契約関係競売入札妨害などの不正行為があった場合の損害賠償について、速やかに賠償金の請求を行い、併せて、当該行為を行った事業者に対して、厳しい対処を示すことにより不正行為の抑止を図るため、公契約関係競売入札妨害などの不正

行為があった場合における受注者の賠償金支払い義務に関し、損害賠償の予定として特約する違約金特約条項を契約約款に付する。また、その賠償金の額は、請負金額（契約金額）の10分の1とする。

開始時期：令和7年4月1日以降に締結する契約

(3) 入札における客観性及び透明性を確保する

- ① 現在、契約締結後、落札金額や入札参加業者名などの入札結果を入札案件ごとに個別に公表しているが、入札における客観性及び透明性をより高めるため、当該月の入札結果をひと月ごとに取りまとめた一覧などを公表する。

開始時期：令和7年4月以降に公告又は指名通知する入札から

(4) 入札及び契約に従事する職員の意識啓発並びに適切な情報管理を行う

- ① 工事等設計担当者及び契約事務担当者を対象に、入札や契約に特化した法令遵守に関する定期的な周知及び研修を行う。

また、工事等設計担当者及び契約事務担当者を含む全職員に対して、一関市職員公益通報制度の周知に努め、実効性の確保及び向上を図る。

- ② 入札及び契約に係る情報を適切に管理するため、入札前の設計書データは、庁内のネットワーク上に職員ごとに設定されている各個人のフォルダに保存する。

また、入札前に確認などのために行う設計データ等の印刷は必要最小限とし、廃棄処分する設計書等は、廃棄するまでの間、施錠可能なロッカー等に保管する。

(5) 入札及び契約に係る不正を抑止する組織体制

- ① 人事異動方針において、公正な職務の執行の確保を図る旨及び同一職場等に係る継続年数に関し、職種や業務内容等を総合的に勘案して判断する旨を新たに定め、同方針に基づき、定期的な人事異動（基本は同一職場在職5年、採用10年以内の職員は同一職場在職3年）を実施する。

- ② 人材育成や人事配置などのため毎年度実施している所属長による職員面談において、業務上の利害関係者や事業者との接し方や関わり方、家族や親類への利害関係者の有無などについて聴取（身上確認）を行う。

(6) 継続して検討等を行う事項

- ① 決裁方法を含む入札事務の電子化は、電子契約の導入など、今後の入札、契約事務のデジタル化を見据えた施策と合わせて継続して検討する。

- ② 入札参加資格や等級別区分などの見直しは、地元企業の受注機会の確保並びに地元企業の育成及び地元経済の活性化を目的とした地元企業優先発注方針との整合を図りながら、見直しについての検討を進める。

- ③ 総合評価落札方式の導入については、当市において、平成20年度から令和元年度まで同方式を試行したが、その入札結果のほとんどが、価格のみによる入札方式と

変わらなかったこと、入札に係る事務手続が大幅に増加することなど、発注者、受注者双方に負担が生じる課題が大きいことから、関係団体の意見を聴きながら、負担の軽減や公平な評価の方法などについて、継続して検討する。

(7) その他

現在の入札制度・事務における課題、問題点等のうち、以下の事項については、改革本部における検討の結果、対応を見送ることとした。

① 設計額や予定価格に関わる職員の削減

予算担当、設計担当、契約担当の各担当課による現在の事務の進め方において、設計書や図面の精査などについては、現状の確認者数が最低限必要であることから、関係職員数は従来のとおりとするが、各担当課において、最低限の確認者としている現在の運用の徹底を図るものとする。

② 工事や契約に関する起案文書における設計額の記載の見直し

工事内容や積算方法を確認し、設計の違算などを防止するため、起案文書に金入り設計書（積算の内訳が記載された設計書）を添付することとしており、当該添付された書類により、設計額を把握することができることから、起案文書への設計額の記載は従来どおりとする。

③ 入札に関する有識者による監視委員会（又は適正化委員会）の設置

実施体制の整備や審議の実効性など課題が多いことから、第三者機関は設置しないこととする。

7 資料

(1) 一関市入札制度等改革本部設置要綱

令和6年6月25日

一関市告示第291号

(設置)

第1 本市の職員等が官製談合防止法違反などの疑いで逮捕され、市庁舎が捜査機関による搜索の対象とされたことを受け、職員の法令遵守を確立するとともに、市の入札事務を検証し、不正入札の再発防止策を検討、立案するため、一関市入札制度等改革本部（以下「改革本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2 改革本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 職員における法令遵守の確立に関すること。
- (2) 入札事務の見直し及び改善に係る調査、検討並びに立案に関すること。
- (3) その他不適切な入札の排除に関すること。

(組織)

第3 改革本部は、次に掲げる者及び外部委員若干名で組織する。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 教育長
- (4) 別表に掲げる職員

2 外部委員は、所掌事務に関し専門的な知識又は経験を有する者を市長が委嘱する。

3 改革本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

(会議)

第4 改革本部の会議は、本部長が主宰する。ただし、本部長が主宰できないときは、副本部長が主宰する。

2 本部長は、必要に応じて外部委員の出席を求め、意見を聴くものとする。

(検討部会)

第5 改革本部に、所掌事務に係る具体的な調査及び検討を行うため、第2第1号及び第2号の所掌事務ごとに、検討部会を置く。

2 検討部会は、本部長が指名する職員で構成する。

3 検討部会に部会長を置き、本部員の中から本部長が指名する。

4 部会長は、検討部会の会務を総理し、会議の議長となる。

5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

6 検討部会の庶務は、部会長が指定する課等において処理する。

(庶務)

第6 改革本部の庶務は、総務部総務課において処理する。

(補則)

第7 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表（第3関係）

| |
|---|
| 市長公室長 市長公室統括監 総務部長 まちづくり推進部長 市民環境部長 健康こども部長 福祉部長 商工労働部長 農林部長 農林部参事 建設部長 建設部参事 上下水道部長 花泉支所長 大東支所長 千厩支所長 東山支所長 室根支所長 川崎支所長 藤沢支所長 会計管理者 消防本部消防長 議会事務局長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長 教育次長 一関図書館長 その他市長が必要に応じて指名する職員 |
|---|

(2) 元職員が不正に関与した入札

| | 入札日 | 契約の締結方法 | 工事名 | 落札者 | 落札金額 (円) | 予定価格 (円) | 落札率 (%) |
|---|----------------|---------------|------------------------------------|----------------|-------------|-------------|------------|
| 1 | 令和2年 1月29日 | 制限付一般 競争入札 | 国道4号(仮)中町 歩道橋建設工事に伴 う配水管移設工事 | 株式会社森燃 | 23,500,000 | 23,590,000 | 99.62 |
| 2 | 令和2年 5月26日 | 制限付一般 競争入札 | 市道佐藤坂線他配水 管布設替工事 | 株式会社永沢 水道工業 | 76,700,000 | 85,620,000 | 89.58 |
| 3 | 令和2年 10月28日 | 制限付一般 競争入札 | 市道台町萩荘線配水 管布設替工事 | 株式会社永沢 水道工業 | 30,260,000 | 30,330,000 | 99.77 |
| 4 | 令和3年 7月29日 | 制限付一般 競争入札 | 市道釣山下線他配水 管布設替工事 | 株式会社石川 設備 | 32,980,000 | 33,280,000 | 99.10 |
| 5 | 令和3年 7月29日 | 制限付一般 競争入札 | 市道幸町市役所前線 他配水管布設替工事 | 清水管工業株 式会社 | 48,970,000 | 55,200,000 | 88.71 |
| 6 | 令和3年 8月26日 | 制限付一般 競争入札 | 市道台町萩荘線配水 管布設替工事 | 株式会社永沢 水道工業 | 36,500,000 | 36,720,000 | 99.40 |
| 7 | 令和3年 9月30日 | 制限付一般 競争入札 | 市道佐藤坂線配水管 布設替工事 | 株式会社石川 設備 | 24,500,000 | 24,780,000 | 98.87 |

(3) 建設部都市整備課職員が不正に関与した入札

| | 入札日 | 契約の締結方法 | 工事名 | 落札者 | 落札金額 (円) | 予定価格 (円) | 落札率 (%) |
|---|----------------|---------------|------------------------------------|-----------------|-------------|-------------|------------|
| 1 | 令和4年 7月28日 | 制限付一般 競争入札 | 新一関市立大東中学 校校舎増築等(機械 設備)工事 | 株式会社フジ テック岩手 | 43,200,000 | 44,670,000 | 96.71 |
| 2 | 令和4年 12月26日 | 指名競争入 札 | 西部第二学校給食セ ンター地震災害復旧 (機械設備)工事 | 株式会社永沢 水道工業 | 74,400,000 | 74,510,000 | 99.85 |
| 3 | 令和5年 6月27日 | 制限付一般 競争入札 | 室根診療所空調設備 更新工事 | 株式会社フジ テック岩手 | 19,580,000 | 21,000,000 | 93.24 |

(4) 一関市職員倫理規程

令和6年9月30日

一関市・一関市上下水道事業・一関市病院事業・一関市消防本部・一関市監査委員
・一関市農業委員会・一関市選挙管理委員会・一関市教育委員会・一関市議会合同訓令第2号

(目的)

第1条 この訓令は、職員が市民全体の奉仕者であってその職務は市民から負託された公務であることに鑑み、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な事項を定めることにより、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。
 - (2) 管理職員 一関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年一関市条例第39号）第18条第1項、一関市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第197号）第4条又は一関市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年条例第25号）第15条に規定する職にある職員をいう。
 - (3) 倫理監督者 職員の職務に係る倫理の保持を図るために置かれる職員であって、職員に対する倫理の保持に係る指導及び助言を行う者をいう。
 - (4) 総括倫理監督者 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、倫理監督者との連絡調整、倫理監督者に対する倫理の保持に係る指導及び助言を行う者をいう。
 - (5) 事業者等 法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。
- 2 総括倫理監督者の職務は、副市長が行うものとする。
- 3 倫理監督者の職務は、市長公室長、総務部長、まちづくり推進部長、市民環境部長、健康こども部長、福祉部長、商工労働部長、農林部長、建設部長、上下水道部長、各支所長、会計管理者、公営企業上下水道部長、藤沢病院事務局長、消防本部消防長、議会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、選挙管理委員会事務局長及び教育次長が行うものとし、倫理監督者は、その指定する職員に当該職務の一部を行わせることができるものとする。
- 4 この訓令の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、第1項第5号の事業者等とみなす。

(倫理行動規準)

第3条 職員は、一関市職員としての誇りを持ち、かつ、その使命及び責任を自覚し、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として行動しなければならない。

- (1) 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- (2) 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。

- (3) 職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- (4) 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- (5) 職員は、勤務時間外においても、また、個人的な行為であっても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(利害関係者)

第4条 この訓令において「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として任命権者が認める者を除く。

- (1) 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号又は一関市行政手続条例（平成17年一関市条例第9号）第2条第4号に規定する許認可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等、当該許認可等の申請をしている事業者又は個人（事業者等に該当する者を除く。以下「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
 - (2) 補助金（一関市補助金交付規則（平成17年一関市規則第52号）第1条に規定する補助金をいう。）を交付する事務 当該補助金の交付を受けて当該交付の対象となる事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
 - (3) 法令等に基づく立入検査又は監査（以下「検査等」という。） 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人
 - (4) 不利益処分（行政手続法第2条第4号又は一関市行政手続条例第2条第5号に規定する不利益処分をいう。以下同じ。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人
 - (5) 行政指導（一関市行政手続条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。以下同じ）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
 - (6) 契約（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する契約をいう。）に関する事務 当該契約を締結している事業者等、当該契約の申込みをしている事業者等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等
- 2 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。
- 3 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者であるものとみなす。

(禁止行為)

第5条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- (5) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
- (6) 利害関係者から供応接待を受けること。
- (7) 利害関係者と共に遊技をすること。
- (8) 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
- (9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であつて広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
- (2) 多数の者が出席する式典、総会、その他の催物（これに引き続き行われる飲食を伴うパーティーその他の会合を含む。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
- (3) 多数の者が出席する式典、総会、その他の催物において、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
- (4) 職員自らが主催する冠婚葬祭その他の社会習慣上行われる慶事又は弔事において、利害関係者から通常一般の社交の範囲内の祝儀、香典又は供花その他これらに類するものの贈与を受けること。
- (5) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- (6) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
- (7) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- (8) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け又は利害関係者と共に簡素な飲食をすること。

3 第1項の規定の適用については、職員（同項第9号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（禁止行為の例外）

第6条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する市民の疑惑又は不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号（第9号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する市民の疑惑又は不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

第7条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止)

第8条 職員は、次に掲げる書籍等(書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録したものをいう。以下同じ。)の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。

- (1) 補助金等又は市が直接支出する費用をもって作成される書籍等
- (2) 作成数の過半数を市において買い入れる書籍等

(職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第9条 職員は、他の職員の第5条第1項又は第7条の規定に違反する行為によって当該他の職員(第5条第1項第9号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者)が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2 職員は、自己若しくは他の職員がこの訓令に違反する疑いのある行為を行ったと思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠蔽してはならない。

3 管理職員は、その管理し、又は監督する職員がこの訓令に違反する疑いのある行為を行ったと思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

(講演等に関する規制)

第10条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演(地方公務員法第38条第1項の許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。)をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督者の承認を得なければならない。

(倫理監督者への相談)

第11条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第5条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

(贈与等の報告)

第12条 職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待(以下「贈与等」という。)を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬(利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬又は利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に関係する事項に関する講演等の報酬に限る。)の支払いを受けたとき(当該贈与等により受けた利益又は当該支払いを受けた報酬の価額が1件につき5,000円を超える場合に限る。)は、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、事実のあった日から14日以内に、総括倫理監督者に提出しなければならない。

- (1) 当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額
- (2) 当該贈与等により利益を受け又は当該報酬の支払を受けた年月日及びその基因となった事実
- (3) 当該贈与等をした事業者等又は当該報酬を支払った事業者等の名称及び住所
- (4) 当該贈与等の内容又は報酬の内容
- (5) 当該贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と当該贈与等又は当該報酬の支払いを受けた職員の職務との関係及び当該事業者等と当該職員が属する行政機関等との関係
- (6) 第1号の価額として推計した額を記載している場合にあつては、その推計の根拠
- (7) 供応接待を受けた場合にあつては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業（多数の者が居合わせた懇親会等の場において受けた供応接待にあつては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数）
- (8) 第2条第4項の規定の適用を受ける同項の役員、従業員、代理人その他の者（以下「役員等」という。）が贈与等をした場合にあつては、当該役員等の役職又は地位及び氏名（当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名）
（委任）

第13条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年9月30日から施行する。

(5) 株式会社永沢水道工業が落札した入札一覧（平成30年度～令和5年度）

（金額、価格：税抜き、円）

| | 入札日 | 契約方法 | 入札参加資格 | 件名 | 入札者数 | 落札金額 | 次点落札金額 | 予定価格 | 落札率 |
|----|-------------|-----------|------------------------|-----------------------------|------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 1 | H30. 6. 27 | 制限付一般競争入札 | 管工事A級I種 | 滝沢小学校区放課後児童クラブ建設（機械設備）工事 | 7 | 16,200,000 | 16,300,000 | 16,210,000 | 99.94% |
| 2 | H30. 7. 26 | 制限付一般競争入札 | 水道施設（管布設）工事A級I種及びII種-2 | 一関市水道事業釣山配水池更新（場内配管布設替）工事 | 10 | 85,640,000 | 90,900,000 | 94,890,000 | 90.25% |
| 3 | H30. 11. 13 | 制限付一般競争入札 | 管工事A級I種及びII種-2 | 一関市立東山小学校校舎他長寿命化改修等（機械設備）工事 | 4 | 350,000,000 | 359,500,000 | 350,200,000 | 99.94% |
| 4 | R1. 5. 29 | 制限付一般競争入札 | 管工事A級I種 | 一関市立桜町中学校トイレ改修工事 | 4 | 21,000,000 | 23,700,000 | 21,260,000 | 98.78% |
| 5 | R1. 10. 30 | 制限付一般競争入札 | 管工事A級I種 | （仮称）東口体育館改修（機械設備）工事 | 3 | 28,000,000 | 30,000,000 | 29,720,000 | 94.21% |
| 6 | R2. 5. 26 | 制限付一般競争入札 | 水道施設（管布設）工事A級I種及びII種-2 | 市道佐藤坂線他配水管布設替工事 | 4 | 76,700,000 | 76,950,000 | 85,620,000 | 89.58% |
| 7 | R2. 10. 28 | 制限付一般競争入札 | 水道施設（管布設）工事A級I種 | 市道台町萩荘線配水管布設替工事 | 2 | 30,260,000 | 30,930,000 | 30,330,000 | 99.77% |
| 8 | R3. 3. 25 | 制限付一般競争入札 | 管工事A級I種 | 一関市立舞川中学校トイレ改修（機械設備）工事 | 3 | 23,500,000 | 26,320,000 | 25,580,000 | 91.87% |
| 9 | R3. 6. 28 | 制限付一般競争入札 | 管工事A級I種及びII種-2 | 摺沢地区洪民浄水場勝善水源系統合（機械設備）工事 | 2 | 45,500,000 | 55,890,000 | 50,090,000 | 90.84% |
| 10 | R3. 8. 26 | 制限付一般競争入札 | 水道施設（管布設）工事A級I種 | 市道台町萩荘線配水管布設替工事 | 5 | 36,500,000 | 37,050,000 | 36,720,000 | 99.40% |
| 11 | R3. 12. 27 | 制限付一般競争入札 | 管工事A級I種 | 東山総合体育館会議室等空調設備更新工事 | 3 | 16,000,000 | 16,900,000 | 16,180,000 | 98.89% |
| 12 | R4. 9. 28 | 制限付一般競争入札 | 管工事A級I種 | 東口交流センター空調設備更新工事 | 1 | 21,780,000 | 0 | 21,810,000 | 99.86% |
| 13 | R4. 9. 28 | 制限付一般競争入札 | 管工事A級I種 | 千厩学校給食センター排水処理施設修繕工事 | 1 | 15,600,000 | 0 | 15,630,000 | 99.81% |
| 14 | R4. 12. 26 | 指名競争入札 | 管工事A級I種及びII種-2全13者 | 西部第二学校給食センター地震災害復旧（機械設備）工事 | 4 | 74,400,000 | 85,000,000 | 74,510,000 | 99.85% |

| | | | | | | | | | |
|----|-----------|-----------|---------------------------|-------------------------------|---|-------------|------------|-------------|--------|
| 15 | R5. 8. 4 | 制限付一般競争入札 | 特定建設業許可を有する管工事A級I種及びII種-2 | (仮称)国道343号渋民バイパス道の駅建設(機械設備)工事 | 2 | 149,890,000 | 0 | 162,900,000 | 92.01% |
| 16 | R5. 8. 29 | 制限付一般競争入札 | 管工事A級I種及びII種-2 | 農業集落排水施設日形地区機能強化工事 | 2 | 79,000,000 | 90,890,000 | 81,016,000 | 97.51% |
| 17 | R5. 9. 28 | 制限付一般競争入札 | 管工事A級I種 | 一関市職業訓練センター空調設備改修(機械設備)工事 | 4 | 15,180,000 | 15,650,000 | 16,390,000 | 92.62% |

(6) 株式会社フジテック岩手が落札した入札一覧(平成30年度~令和5年度)

(金額、価格:税抜き、円)

| | 入札日 | 契約方法 | 入札参加資格 | 件名 | 入札者数 | 落札金額 | 次点落札金額 | 予定価格 | 落札率 |
|---|-------------|-----------|------------------------|------------------------------|------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 1 | H30. 7. 26 | 制限付一般競争入札 | 水道施設(管布設)工事A級I種及びII種-2 | 市道大母線他連絡管布設替工事 | 7 | 27,350,000 | 27,450,000 | 30,360,000 | 90.09% |
| 2 | H30. 12. 25 | 指名競争入札 | 管工事B級I種全16者 | 藤沢保健センタートイレ改修工事 | 6 | 2,450,000 | 2,490,000 | 2,550,000 | 96.08% |
| 3 | H31. 4. 25 | 制限付一般競争入札 | 水道施設(管布設)工事A級I種及びII種-2 | 市道駒場構井田線他配水管布設替工事 | 9 | 32,290,000 | 32,550,000 | 36,100,000 | 89.45% |
| 4 | R1. 5. 29 | 制限付一般競争入札 | 水道施設(管布設)工事A級I種 | 市道久保田宮敷線配水管布設替工事 | 8 | 21,280,000 | 22,000,000 | 21,540,000 | 98.79% |
| 5 | R1. 8. 29 | 制限付一般競争入札 | 水道施設(管布設)工事A級I種 | 市道久保田宮敷線配水管布設替その2工事 | 5 | 20,400,000 | 20,800,000 | 20,410,000 | 99.95% |
| 6 | R2. 4. 27 | 制限付一般競争入札 | 水道施設(管布設)工事A級I種 | 市道久保田宮敷線配水管布設替工事 | 5 | 28,500,000 | 28,600,000 | 28,550,000 | 99.82% |
| 7 | R2. 10. 28 | 制限付一般競争入札 | 水道施設(管布設)工事A級I種及びII種-2 | 大原地区市道勝善館下線他導送水管布設工事 | 5 | 45,950,000 | 46,100,000 | 51,750,000 | 88.79% |
| 8 | R2. 10. 28 | 制限付一般競争入札 | 管工事A級I種 | 室根中学校給水設備改修工事 | 1 | 19,000,000 | 0 | 19,290,000 | 98.50% |
| 9 | R2. 11. 12 | 制限付一般競争入札 | 管工事A級I種及びII種-2 | 一関市立室根小学校校舎・屋内運動場等建設(機械設備)工事 | 4 | 260,985,000 | 280,000,000 | 281,600,000 | 92.68% |

| | | | | | | | | | |
|----|------------|-----------|---------------------------|-------------------------------|---|---------------|---------------|---------------|---------|
| 10 | R3. 5. 28 | 制限付一般競争入札 | 水道施設（管布設）工事A級I種 | 市道西小田梅田線配水管布設替工事 | 3 | 21, 300, 000 | 21, 550, 000 | 21, 380, 000 | 99. 63% |
| 11 | R3. 6. 28 | 制限付一般競争入札 | 水道施設（管布設）工事A級I種及びII種-2 | 川崎地区市道矢作泉館線他配水管布設替工事 | 7 | 49, 750, 000 | 49, 750, 000 | 56, 020, 000 | 88. 81% |
| 12 | R3. 10. 6 | 制限付一般競争入札 | 特定建設業許可を有する管工事A級I種及びII種-2 | 新一関市立花泉小学校校舎・屋内運動場等建設（機械設備）工事 | 5 | 374, 180, 000 | 374, 400, 000 | 406, 100, 000 | 92. 14% |
| 13 | R4. 6. 29 | 制限付一般競争入札 | 水道施設（管布設）工事A級I種 | 市道新城沢線他配水管布設替工事 | 7 | 35, 700, 000 | 35, 800, 000 | 35, 750, 000 | 99. 86% |
| 14 | R4. 7. 28 | 制限付一般競争入札 | 管工事A級I種 | 新一関市立大東中学校校舎増築等（機械設備）工事 | 3 | 43, 200, 000 | 43, 250, 000 | 44, 670, 000 | 96. 71% |
| 15 | R4. 8. 31 | 制限付一般競争入札 | 水道施設（管布設）工事A級I種 | 市道愛宕梅田線配水管布設替工事 | 6 | 38, 400, 000 | 38, 500, 000 | 38, 460, 000 | 99. 84% |
| 16 | R4. 10. 26 | 制限付一般競争入札 | 管工事A級I種 | 室根歯科診療所空調設備更新工事 | 1 | 18, 600, 000 | 0 | 18, 620, 000 | 99. 89% |
| 17 | R4. 12. 26 | 制限付一般競争入札 | 管工事A級I種 | 清田テニスコートトイレ洋式化改修工事 | 1 | 15, 000, 000 | 0 | 15, 110, 000 | 99. 27% |
| 18 | R5. 6. 27 | 制限付一般競争入札 | 管工事A級I種 | 室根診療所空調設備更新工事 | 2 | 19, 580, 000 | 19, 780, 000 | 21, 000, 000 | 93. 24% |
| 19 | R5. 7. 26 | 制限付一般競争入札 | 水道施設（管布設）工事A級I種 | 市道藤沢愛宕山線他送配水管布設替工事 | 6 | 40, 500, 000 | 41, 500, 000 | 40, 600, 000 | 99. 75% |
| 20 | R5. 10. 30 | 制限付一般競争入札 | 管工事A級I種 | 中里市民センター建設（機械設備）工事 | 1 | 39, 400, 000 | 0 | 39, 630, 000 | 99. 42% |

(7) 県内各市等の競争入札平均落札率

※「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく入札・契約手続に関する実態調査(総務省自治行政局行政課、国土交通省不動産・建設経済局建設業課)を基に一関市が再集計

| 入札年度 | 一関市 | 岩手県 | 盛岡市 | 宮古市 | 大船渡市 | 花巻市 | 北上市 | 久慈市 | 遠野市 | 陸前高田市 | 釜石市 | 二戸市 | 八幡平市 | 奥州市 | 滝沢市 | 県及び市平均 |
|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|------|------|------|------|------|--------|
| H20 | 96.5 | 81.2 | 84.9 | 91.1 | 91.9 | 95.6 | 94.9 | 92.9 | 96.9 | 93.4 | 90.9 | 86.4 | 89.2 | 95.1 | 80.0 | 90.7 |
| H21 | 93.2 | 82.4 | 86.9 | 91.0 | 93.0 | 94.4 | 94.7 | 95.7 | 96.7 | 96.0 | 92.9 | 88.4 | 89.9 | 94.7 | 76.6 | 91.1 |
| H22 | 93.2 | 83.0 | 83.2 | 88.5 | 94.9 | 89.0 | 94.6 | 91.4 | 96.5 | - | 93.6 | 87.4 | 89.2 | 91.0 | 83.0 | 89.9 |
| H23 | 96.0 | 87.8 | 89.6 | 92.1 | 97.4 | 90.5 | 91.3 | 97.6 | 96.9 | 96.0 | 91.3 | 91.1 | 93.1 | 92.7 | 86.9 | 92.7 |
| H24 | 95.8 | 92.3 | 92.0 | 94.5 | - | 93.2 | 91.3 | 97.9 | 96.7 | 96.6 | 95.9 | 90.9 | 92.2 | 93.8 | 86.8 | 93.6 |
| H25 | 95.8 | 91.3 | 94.1 | 96.4 | 97.9 | 92.0 | 91.6 | 91.5 | 96.5 | 97.2 | 95.6 | 93.2 | 94.9 | 95.9 | 86.2 | 94.0 |
| H26 | 95.8 | 92.4 | 94.0 | 97.1 | - | 94.8 | 90.8 | 97.0 | 93.8 | 96.8 | 96.4 | 95.7 | 96.3 | 94.9 | - | 95.1 |
| H27 | 94.8 | 90.5 | 92.6 | 96.2 | - | 93.4 | 91.9 | 98.4 | 97.0 | 89.9 | 97.0 | 90.4 | 95.3 | 95.1 | 87.5 | 93.6 |
| H28 | 95.4 | 90.3 | 93.3 | 94.5 | - | 92.8 | 90.5 | 96.4 | 96.7 | 95.1 | 97.2 | 95.1 | 94.1 | 96.1 | 89.4 | 94.1 |
| H29 | 96.9 | 92.1 | 93.7 | 95.6 | - | 94.2 | 93.3 | 83.2 | 96.3 | 97.2 | 96.5 | 95.1 | 95.2 | 94.9 | 87.4 | 93.7 |
| H30 | 96.9 | 92.8 | 92.7 | 93.7 | 97.2 | 95.7 | 91.5 | 97.3 | 97.0 | 97.3 | 96.1 | - | 96.7 | 95.7 | 95.8 | 95.5 |
| R1 | 97.1 | 92.6 | 94.7 | 93.2 | 95.7 | 93.7 | 93.5 | 97.6 | 88.3 | 97.0 | 96.3 | 92.9 | 96.4 | 95.9 | 88.1 | 94.2 |
| R2 | 97.5 | 92.4 | 93.3 | 93.3 | 96.3 | 94.0 | 93.8 | 97.2 | 96.1 | 95.9 | 97.2 | 93.7 | 96.3 | 95.8 | 87.0 | 94.7 |
| R3 | 97.0 | 91.8 | 92.7 | 93.6 | 97.2 | 94.1 | 94.2 | 95.8 | 97.0 | 96.0 | 94.4 | 94.4 | 95.6 | 95.7 | 91.0 | 94.7 |
| R4 | 97.4 | 92.0 | 92.4 | 92.1 | 96.1 | 94.2 | 80.9 | 94.9 | 95.5 | 96.0 | 95.4 | 93.3 | 95.2 | 97.7 | 89.6 | 93.5 |
| 全平均 | 96.0 | 89.7 | 91.3 | 93.5 | 95.8 | 93.4 | 91.9 | 95.0 | 95.9 | 95.7 | 95.1 | 92.0 | 94.0 | 95.0 | 86.8 | 93.4 |
| 直近5年平均 | 97.2 | 92.3 | 93.2 | 93.2 | 96.5 | 94.3 | 90.8 | 96.6 | 94.8 | 96.4 | 95.9 | 93.6 | 96.0 | 96.2 | 90.3 | 94.5 |

一関市入札制度等見直し、改善の取組【概要版】

1 一関市入札制度等改革本部（設置日：令和6年6月25日）

(1) 組織図

| | | | | | | | | | |
|--|--|-------------------|--|-----|---|-----------------------|--|-----|--|
| 一関市入札制度等改革本部 | | | | | | | | | |
| 目的：職員法令遵守の確立、及びこれまで行ってきた入札事務を検証し、不正入札の再発防止策を検討し、立案する。 | | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・本部長 市長 ・副本部長 副市長、教育長 ・本部長 部長級職員及び監査委員事務局長 ・外部委員 岩手県理事兼総務部副部長 松村 達 氏 国土交通省東北地方整備局企画部技術開発調整官 大澤尚史 氏 一般社団法人東北建設業協会連合会 専務理事 畠山浩晃 氏 齊藤・笹村法律事務所 弁護士 笹村恵司 氏 刑事コメンテーター 佐々木成三 氏 一関市最高情報統括責任者補佐官 高橋邦夫 氏 | <table border="1"> <tr> <td>法令遵守確立検討部会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・利害関係者との接触に関する基準の立案 ・法令遵守に係る職員研修の実施 </td> </tr> <tr> <td>構成員</td> <td> 部会長：総務部長 部会員：政策企画課、財政課、いきがづくり課、国保年金課、健康づくり課、福祉課、商政・労政課、生産流通課、治水河川課、下水道課、千厩支所、会計課、教育総務課の各課長など </td> </tr> <tr> <td>入札事務見直し・改善検討部会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの入札事務の検証 ・落札率など入札結果の分析 ・入札事務の見直し、改善案の立案 </td> </tr> <tr> <td>構成員</td> <td> 部会長：総務部長 部会員：総務課、道路建設課、道路管理課、都市整備課、経営総務課、水道課、一関清掃センターの各課長など </td> </tr> </table> | 法令遵守確立検討部会 | <ul style="list-style-type: none"> ・利害関係者との接触に関する基準の立案 ・法令遵守に係る職員研修の実施 | 構成員 | 部会長：総務部長 部会員：政策企画課、財政課、いきがづくり課、国保年金課、健康づくり課、福祉課、商政・労政課、生産流通課、治水河川課、下水道課、千厩支所、会計課、教育総務課の各課長など | 入札事務見直し・改善検討部会 | <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの入札事務の検証 ・落札率など入札結果の分析 ・入札事務の見直し、改善案の立案 | 構成員 | 部会長：総務部長 部会員：総務課、道路建設課、道路管理課、都市整備課、経営総務課、水道課、一関清掃センターの各課長など |
| 法令遵守確立検討部会 | <ul style="list-style-type: none"> ・利害関係者との接触に関する基準の立案 ・法令遵守に係る職員研修の実施 | | | | | | | | |
| 構成員 | 部会長：総務部長 部会員：政策企画課、財政課、いきがづくり課、国保年金課、健康づくり課、福祉課、商政・労政課、生産流通課、治水河川課、下水道課、千厩支所、会計課、教育総務課の各課長など | | | | | | | | |
| 入札事務見直し・改善検討部会 | <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの入札事務の検証 ・落札率など入札結果の分析 ・入札事務の見直し、改善案の立案 | | | | | | | | |
| 構成員 | 部会長：総務部長 部会員：総務課、道路建設課、道路管理課、都市整備課、経営総務課、水道課、一関清掃センターの各課長など | | | | | | | | |

(2) 開催状況等

① 改革本部

7回（令和6年6月25日、7月16日、8月1日、8月23日、10月4日、11月27日、12月26日）

② 検討部会

法令遵守確立検討部会 3回、入札事務見直し・改善検討部会 6回

③ 外部委員への意見照会

入札事務の現状に対する意見等の照会：8月7日

入札制度等の見直し、改善案に対する意見等の照会：11月19日

2 事件の概要

| | 対象入札 | 当時の職 | 罪名 | 内容 |
|-----------------|-----------------------------------|-----------------------|----------------------------------|--|
| 元職員に係る事件 | 令和元年度から令和3年度までに執行した配水管布設替工事等7件の入札 | 水道部給水課長又は上下水道部次長兼水道課長 | 官製談合防止法違反 公契約関係競売入札妨害 加重収賄 | 元職員が、株式会社永沢水道工業の元役員へ携帯電話を利用して設計額を教示し、その見返りとして飲食等の接待を受けた。動機について、元職員は公判において、漏水対応への協力や市の水道事業を推進するためなどと述べた。元職員は、盛岡地方裁判所に起訴され、懲役2年6月、執行猶予4年、追徴金23万6,601円の判決を言い渡され、同判決が確定した。 |
| 建設部都市整備課職員に係る事件 | 令和4年度及び令和5年度に執行した機械設備工事等3件の入札 | 建設部参事兼都市整備課技術担当課長 | 官製談合防止法違反 公契約関係競売入札妨害 | 都市整備課課長補佐（以下「職員」）が、株式会社フジテック岩手の元会長及び元取締役並びに株式会社永沢水道工業の元役員へ携帯電話を利用して設計額を教示した。動機について、職員は公判において、入札不調により工事が遅れ、施設利用者などに迷惑がかかるのを避けるためなどと述べた。職員は、盛岡地方裁判所に起訴され、懲役1年6月、執行猶予3年の判決を言い渡されたが、この判決を不服とし、令和6年12月14日付けで仙台高等裁判所に控訴した。 |

3 市職員への聴取結果

(1) 水道工事関係職員への聴取結果について

① 聴取期間 令和6年6月27日～7月3日

② 聴取方法 書面による

③ 対象職員 48名（総務部契約、上下水道部総務、上下水道部工事・設計の各部門）
 ※ 令和元年度から6年度までの間で在籍したことのある職員

④ 聴取項目及び結果

| 聴取項目（抜粋） | 回答（同意の回答は集約） |
|---|--|
| 今回の事案を事前に知っていたか、又は噂を聞いたことがあるか。 | 知らなかった。噂も聞いたことがなかった。(48名) |
| 元職員の行動で気になったことはなかったか。 | ない。(48名) |
| 庁舎外で利害関係者との会席に出席したことがあるか。※業界団体主催のものを除く。 | |
| 利害関係者から金品を受け取ったり、接待を受けたことがあるか。 | |
| 利害関係者から会席の誘いを受けたことがあるか。 | ない。(47名) ある。(1名) → 断った。 |
| 入札に関し、事業者からはたらきかけを受けたことがあるか。 | ない。(47名) 「予定価格を教えろ」と言われたことがある。(1名) → 断った。 |

(2) 建設（建築、電気、機械など）工事関係職員への聴取結果について

① 聴取期間 令和6年7月19日～7月25日

② 聴取方法 書面による

③ 対象職員 32名（令和3年度以降の総務部契約及び建設部設計部門、被疑事件の対象となった入札の予算執行部門）

④ 聴取項目及び結果

| 聴取項目（抜粋） | 回答（同意の回答は集約） |
|--|---|
| 今回の事案を事前に知っていたか、又は噂を聞いたことがあるか。 | 知らなかった。噂も聞いたことがない。(32名) |
| 今回の事案以外で、入札に関する不適切な事務処理（入札情報の漏洩など）を何か知っているか。 | 知らない。(32名) |
| 逮捕された現職の職員（以下「当該職員」）の行動で気になったことはなかったか。 | ない。(21名) 元気がなかった。(6名) 入札の不調があると落ち込んでいた。(1名) 他、「当該職員と面識がない」など。(4名) |
| 先に発覚した元職員の逮捕について、当該職員は何か話していたか。様子や行動で気になることはなかったか。 | 何も聞いていない。(6名) 話題にしなかったのが、今思えば不自然かもしれない。(3名) 他、「わからない」「会っていない」など。(23名) |
| 利害関係者から会席の誘いを受けたことがあるか。 | ない。(32名) |
| 入札に関し、事業者からはたらきかけを受けたことがあるか。 | |
| 公用の電話やパソコン以外を用いて業務上繋がりのある事業者と連絡することはあるか。 | ある。(10名) → 閉庁時の緊急連絡など。 ない。(22名) |

市職員への聴取結果、今回の事件に係る案件以外の入札において、入札情報が漏洩している疑い及び職員の不適切な行動は認められなかった。

4 服務規範、公務員倫理の確立

(1) 一関市職員倫理規程の制定

| | |
|---------------------|---|
| ① 目的等 | 職務に係る倫理を保持するうえで遵守すべき事項等を定めることにより、職務の執行の公正さに対する市民からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する市民の信頼を確保する。 |
| ② 対象となる職 | 地方公務員法に規定されている一般職に属する一関市の職員 |
| ③ 利害関係者との禁止行為（主なもの） | 金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。 無償で物品又は不動産の貸付や役務（サービス）の提供を受けること。 供応接待を受けること。 遊技、旅行をすること。 |
| ④ 贈与等の報告 | 職員は、事業者等から、1件につき5,000円を超える金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受けたとき又は講演等の報酬（職員の現在又は過去の職務に係る事項に関する講演等の報酬に限る。）の支払いを受けたときは、金額や年月日、相手方等を記載した贈与等報告書を提出する。 |
| ⑤ 制定及び施行年月日 | 令和6年9月30日 |

(2) 法令遵守に係る職員研修

| | |
|--------|--|
| ① 目的 | 専門家による研修を通じて、利害関係者との関わり方やルールについて理解と認識を深め、公務員としての高い倫理観を醸成し法令遵守意識を徹底することにより、職員による不正・不祥事の再発防止と、組織としてのモチベーションの維持向上を図る。 |
| ② 研修内容 | 職員と利害関係者との関わり方やルールについて 職員と組織のモチベーションの維持向上について |
| ③ 研修講師 | 刑事コメンテーター 佐々木 成三 氏 |
| ④ 対象 | 全職員（会計年度任用職員を含む）、行政委員会委員等 ※ 全職員数2,314人（令和6年7月1日時点） |
| ⑤ 研修期日 | 令和6年8月19日、20日、9月10日、11日 計4日 |
| ⑥ 研修形態 | 集合研修、オンライン研修又は録画配信による研修 |
| ⑦ 受講者数 | 2,135人 |

5 入札結果の検証

- (1) 平成30年度から令和5年度まで執行した水道施設（管布設）工事及び管工事の入札360件中、落札率が100%であった入札は8件あったが、落札者が事前に設計額等を知り得ていたと断定できる入札はなかったものと推察される。

| No. | 入札日 | 入札方式 | 件名 | 入札者数 | 落札額（予定価格） | 備考 |
|-----|-----------------|-----------|----------------------------|------|------------|----------------------|
| 1 | 平成30年 8月29日 | 指名競争入札 | 市道清水原一関線配水管布設替工事 | 6 | 9,100,000 | 次点入札額 9,260,000円 |
| 2 | 平成30年 10月30日 | 指名競争入札 | 千厩支所庁舎旧正副議長室他改修（機械設備）工事 | 5 | 4,000,000 | 失格業者有 |
| 3 | 令和元年 7月31日 | 制限付一般競争入札 | 市道白浜線配水管布設替工事 | 6 | 18,300,000 | 次点入札額 18,400,000円 |
| 4 | 令和元年 8月29日 | 制限付一般競争入札 | 市道郵便局通り線配水管布設替工事 | 5 | 13,000,000 | 再度の入札で落札 |
| 5 | 令和元年 9月27日 | 指名競争入札 | 藤沢第2分団第2部第2班消防屯所建設（機械設備）工事 | 4 | 1,250,000 | 再度の入札で落札 |
| 6 | 令和2年 3月25日 | 指名競争入札 | 藤沢こども園空調設備設置工事 | 6 | 3,030,000 | 再度の入札で落札 |

| | | | | | | |
|---|----------------|-----------|---------------------|---|------------|-------------|
| 7 | 令和4年 5月31日 | 制限付一般競争入札 | 市道藤沢馬場線送配水管布設替工事 | 7 | 20,000,000 | 再度の入札で落札 |
| 8 | 令和4年 10月26日 | 指名競争入札 | 市営関が丘アパート7号棟受水槽更新工事 | 8 | 8,600,000 | 設計額見直しによる入札 |

【落札率が100%となった要因と想定されること】

- ・1回目の入札で落札者が決定せず、再度の入札により落札者が決定した。（No.4～7）
- ・落札額の次点となる入札額と落札額との差が小差であり、設計を見込みやすい工事であった。（No.1、3）
- ・当初執行した入札において、参加した全ての事業者が失格となったため、設計を見直し改めて執行した入札（No.8）
- ・最低制限価格を下回る価格で入札し、失格となった事業者があり、落札者が最低価格を入札したものではなかった。（No.2）
- ・事業者が入札金額として設定しやすい予定価格（1,000万円又は100万円単位）であった（No.2、4、7）。

(2) 他市等との比較における当市の落札率の傾向

| | 岩手県及び県内 全市 | 一関市 | 県内全市における 最高落札率 |
|-----------------------------|---------------|-------|-------------------|
| 平成20年度から令和4年度までの全工種の平均落札率 | 93.4% | 96.0% | 96.0% |
| 平成30年度から令和4年度までの直近5年間の平均落札率 | 94.5% | 97.2% | 97.2% |
| 令和3年度 | 94.7% | 97.0% | 97.2% |
| 令和4年度 | 93.5% | 97.4% | 97.7% |

※ 総務省及び国土交通省「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査」再集計

【落札率の傾向】

- ・岩手県及び県内全市の中で、当市の平均落札率は最も高くなっている。
- ・県内14市の直近5年間の平均落札率について、96%を超えている市は、当市を含め6市あるが、当市は、岩手県及び県内他市に比べ、高い傾向にあると言える。

【想定される要因】

- ・市内事業者の工事費の積算精度が高くなっていることが想定される。
- ・入札の段階では非公表としている歩掛や資材単価が記載された金額入りの工事設計書を、当該工事の契約締結後、入札に参加した事業者等が情報公開制度により公文書開示請求を行っており、設計額の積算内容を積極的に確認し、それ以降に執行される入札の積算において参考としているものと推察。
- ・市が独自に定めている資材単価等一覧についても公表はしていないが、公文書開示請求のあった事業者等に開示。
- ・当市における契約に関する開示請求の件数は、令和元年度は74件であったが、令和5年度は413件と大きく増加。また、県内他市の契約に関する開示請求は、確認できた市において当市以外で最多であった市は130件程度であった。

6 当市の入札における課題等

| 区分 | 項目 | 課題等 |
|-----------------------|-------------------------------|---|
| 1 入札情報の管理体制及び管理方法について | (1) 起案や決裁に関するもの | ① 予算担当、設計担当、契約担当と、設計額や予定価格の設定に関わる人数が多い。【外部委員】 ② 工事や契約に関する起案文書への設計額の記載の必要性を検討する必要がある。【外部委員】 ③ 紙による意思決定を続ける限り、決裁に関わる職員以外にも入札情報が見えてしまうリスクが顕在する。【外部委員】 |
| | (2) データの保存等に関するもの | ① 入札前の設計書データの一部が、課内で共有している業務用のフォルダに保存されているため、課内の他係の職員が見ることが出来る状態であった。 ② 印刷誤りなどで生じた設計書等（紙）を廃棄するまでの間、課内共有の機密文書廃棄場所に保管しているため、課内の職員が設計額を見ることが出来る状況であった。 |
| 2 入札の不正に係る監視、抑止体制について | (1) 事業者の不正抑止や職場における牽制体制に関するもの | ① 事業者においても公正な入札を妨害することに伴うデメリット（罰則等）について周知を図っていくことも必要である。【外部委員】 ② 入札に関する不正を行った事業者に対する措置や損害賠償の厳格化が必要ではないか。 ③ 政府の電子調達システムのようなシステムを取り入れ、事業者とはシステムを利用したやり取りに限定するのが望ましい。【外部委員】 ④ 入札に関する有識者による監視委員会（又は適正化委員会）の設置を検討していただきたい。【外部委員】 ⑤ 新規参入がしにくいと既存事業者のみの入札となり、これが談合につながる場合があることから、新規参入がしやすい基準や手続とする必要がある。【外部委員】 ⑥ 市内部及び外部からの「通報制度」の運用の充実も、不正防止に効果が期待できる。【外部委員】 ⑦ 設計同の決裁後、入札までの間に上司から設計額を聞かれても、何の疑問もなく答えていた。 |
| | (2) 研修及び組織、人事に関するもの | ① 継続して法令遵守の意識定着に努め、職員一人ひとりが法令遵守について適切に認識し対応しているかチェックする仕組みを構築していくことが重要である。【外部委員】 ② 技術系職員の人事交流を活性化させるなど、定期的な人事異動を行うことにより、職員と事業者等が過度に密接に繋がるリスクを低減させていくことが必要である。【外部委員】 ③ 事業者との直接的な関係や利害関係がないかを確認するため、家族構成、交友関係、過去の職務履歴など職員の定期的な身上調査を実施することも一つの方法と考えられる。【外部委員】 ④ 職員が入札に関わる業務に従事する際に、関係する事業者やその関係者との個人的な関係について申告を義務付ける制度の導入も効果的と考える。【外部委員】 |
| 3 入札制度について | (1) 入札方式に関するもの | ① 総合評価落札方式は、価格と品質（施工能力・技術提案）の総合的に優れた者と契約する方式で、設計と評価に関わる者は相互に独立し、入札に関する情報は、原則、相互に知り得ないことから、再発防止策としては効果があると考える。【外部委員】 |
| | (2) 予定価格に関するもの | ① 予定価格の作成に関わる人数が多い。【外部委員】 ② 機密性を担保する点から、予定価格や最低制限価格もデジタル（電子入札システム）で決定するのが望ましいと考える。（情報へのアクセスは、ログで確認できる。）【外部委員】 |

※ 外部委員…現在の当市の入札事務に対する外部委員から提出された意見等。

7 入札制度等の見直し、改善（再発防止策）

6に記載した当市の入札における課題等を踏まえ、(1)から(5)までの各視点により、入札制度等の見直し、改善に取り組むこととした。また、これら取組については、定期的又は随時に見直しを行っていく。

| | |
|-------------------------------------|--|
| (1) 予定価格及び設計額の漏洩による利害を生じさせない | 予定価格又は設計額の漏洩に係る利害を排除するため、現在、契約締結後に公表している市営建設工事の入札に係る予定価格について、入札前に公表することを試行する。 対象入札：制限付一般競争入札及び指名競争入札の一部 対象工種：全工種 対象件数：年間の全入札件数の2～3割程度 工種、設計額、参加資格などを考慮し、一関市指名業者資格審査会において選定 試行開始時期：令和7年4月以降に公告又は指名通知する入札 |
| (2) 事業者側の談合を抑止する | ① 事業者の不正行為を抑止するため、資格登録業者に対して、不正行為に対する罰則や措置、市の職員倫理規程などを定期的に周知する。 ② 指名停止期間について、公契約関係競売入札妨害などの不正行為に対する指名停止期間の上限を、現在の24月から、地方自治法施行令に規定されている上限期間の36か月に拡大する。 適用開始：令和7年4月1日から ○指名停止期間が36月とされる事案の想定例 以下のいずれにも該当する場合 ・市職員に対する贈賄、又は市が発注する業務に関する入札妨害であること ・事業者内において組織的に（会社ぐるみで）行われ、かつ、複数の事業者が関係した入札妨害や贈賄で、その首謀者であること ・逮捕又は公訴された容疑が、贈賄と談合など複数であること ・不正が行われた入札が複数であること ③ 公契約関係競売入札妨害などの不正行為があった場合の損害賠償について、速やかに賠償金の請求を行い、併せて、不正行為を行った事業者に対して、厳しい対処を示すことにより不正行為の抑止を図るため、損害賠償の予定として特約する違約金特約条項を契約条項に付する。 また、その賠償金の額は、請負金額（契約金額）の10分の1とする。 開始時期：令和7年4月1日以降に締結する契約 |
| (3) 入札における客観性及び透明性を確保する | 契約締結後、落札金額や入札参加業者名などの入札結果を入札案件ごとに個別に公表しているが、入札における客観性及び透明性をより高めるため、当該月の入札結果をひと月ごとに取りまとめた一覧などを公表する。 開始時期：令和7年4月以降に公告又は指名通知する入札 |
| (4) 入札及び契約に従事する職員の意識啓発並びに適切な情報管理を行う | ① 工事等設計担当者及び契約事務担当者に対し、入札や契約に特化した法令遵守に関する定期的な周知及び研修を行う。また、工事等設計担当者及び契約事務担当者を含む全職員に対して、一関市職員公益通報制度の周知に努め、実効性の確保及び向上を図る。 ② 入札及び契約に係る情報を適切に管理するため、入札前の設計書データは、庁内のネットワーク上に職員ごとに設定されている各個人のフォルダに保存する。また、入札前に確認などのために行う設計データ等の印刷は必要最小限とし、廃棄処分する設計書等は、廃棄するまでの間、施錠可能なロッカー等に保管する。 |
| (5) 入札及び契約に係る不正を抑止する組織体制 | ① 人事異動方針において、公正な職務の執行の確保を図る旨及び同一職場等に係る継続年数に関し、職種や業務内容等を総合的に勘案して判断する旨を新たに定め、同方針に基づき、定期的な人事異動（基本：同一職場在職5年、採用10年以内の職員：同一職場在職3年）を実施する。 ② 毎年度実施している所属長による職員面談において、家族や親類への利害関係者の有無やその関係性などに関する聴取（身上確認）を行う。 |
| (6) 継続して検討等を行う事項 | ① 決裁方法を含む入札事務の電子化は、電子契約の導入など、今後の入札、契約事務のデジタル化を見据えた施策と合わせて継続して検討する。 ② 入札参加資格や等級別区分などの見直しは、地元企業の受注機会の確保並びに地元企業の育成及び地元経済の活性化を目的とした地元企業優先発注方針との整合を図りながら、見直しについての検討を進める。 ③ 総合評価落札方式の導入は、当市において、平成20年度から令和元年度まで同方式を試行したその結果のほとんどが、価格のみによる入札方式と変わらなかったこと、入札に係る事務手続が大幅に増加することなど、発注者、受注者双方に負担が生じる課題が大きいことから、関係団体の意見を聴きながら、負担の軽減や公平な評価の方法などについて、継続して検討する。 |